

平成 23 年度 第 1 回食品安全審議会の主な質問又は意見

(平成 23 年 5 月 25 日 開催)

	質問又は意見	事務局の説明
1	有毒部位除去不十分な身欠きふぐは、 今後はなくなるのか。	今後も有資格者間での取引は可能である。
2	「有毒部位除去済」の表示がない身欠きふぐの取扱いはどのようになるのか。	今後もふぐ調理師しか取り扱えない。
3	消費者が「有毒部位除去済」の表示を確認し、身欠きふぐを購入しなければならないのか。	都内の事業者は、表示のない身欠きふぐを消費者に販売してはならない。
4	皮が食用不可のふぐでも尾ひれが付いたものが流通している。今後は「尾ひれは食べられません。」など表示をさせる必要があるのではないのか。	皮が食用不可のふぐを尾ひれが付いたまま無資格者に販売すれば、食品衛生法第 6 条違反になるため、ご指摘の表示は不要と考える。
5	身欠きふぐに係る「有毒部位除去済」の表示事項等、都条例の規定は他自治体の事業者に対し効力が及ばないが、どのようにして制度を担保していくのか。	都内の事業者に対し、表示のある身欠きふぐの使用を義務付けることで、都外の事業者も都条例に基づく表示を行うこととなり、制度の担保が図られる。
6	ふぐ調理師のいない施設に対する監視指導はどのようになるのか。	歳末一斉監視や通常監視による立ち入り等の際に、都条例に基づいた取扱いが遵守されているか確認を行っていく。
7	万が一、「有毒部位除去済」の表示がされた身欠きふぐで食中毒が起きた場合、責任の所在はどうなるのか。	事故を起こした施設は一義的な責任を負うが、表示を行った処理者等の責任が大きい。